

知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

安心して年金を受け取るために2

前回お話した「年金加入」の続きです。

今まで夫の扶養にはいっていた「A子さん」ある日、社会保険事務所から「勸奨状」なるものが送られてきてびっくり！！なぜ勸奨状が届いたのでしょうか？

まず「国民年金」のおさらい、20歳から60歳までの日本に住む人全員が加入する年金制度が「国民年金」です（一部例外有り）。加入する人たちを資格によって3種類に区別しています。

① 第2号被保険者 厚生年金・共済年金に加入している人（65歳以上の場合は、老齢・退職を理由にする年金を受給する権利のない人）。優先順位第1位です。会社員や公務員の方が該当します。

② 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳から60歳未満の人です。優先順位は第2位。配偶者なので妻でなく夫でもOK。でも、子供や親の場合はなれないのです。健康保険の扶養に入れたから国民年金も、、、というわけにはいかないところがややこしいです。子供や親の場合は、国民年金の保険料を支払わないといけませんね。

③ 第1号被保険者 日本に住む20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者でもなく、第3号被保険者でもない人。自営業の方や学生などが該当します。自営業を営む人に扶養されている夫や妻も第1号被保険者です。第3号被保険者になれるのは、あくまでも第2号被保険者に扶養されていないといけませんね。

自分は何号被保険者だったのでしょうか？この部分がわかると、老齢年金を受給する際の説明がとてよくわかります。要確認です。

現在の国民年金保険料は、13860円/月。この保険料を支払わなくてはいけないのは、第1号被保険者のみです。高いのか安いのか。それぞれ意見のあるところですが、みなさんはどう思われますか？第2号被保険者、第3号被保険者の保険料は厚生年金、共済年金のお財布から国民年金のお財布に支払われます。この部分は次回解説しますね。

さてさて、「A子さん」に「勸奨状」が届いた理由の解説です。

Aさんの夫が65歳の誕生日を迎えました。定年をむかえても「生涯現役」がモットーである夫は毎日会社に出勤するため、生活はそれほど変化がありません。しかし、まじめな夫はコツコツと年金の保険料を納めてきたので老齢基礎年金、老齢厚生年金を受給する権利をもっています。だから65歳になった時点で第2号被保険者ではなくなります。

ということは、第2号被保険者の妻でなくなった「A子さん」は、まだ58歳なので第3号被保険者から第1号被保険者になる。よって「第1号被保険者資格取得届」を提出する必要があったのですね。納得していただけましたか？

ひとつことアドバイス 「勸奨状」は該当してからすぐに届くわけではありません。どうしても数ヶ月かかってしまいます。

3ヵ月後に届いたとすると $13860円 \times 3ヶ月 = 41580円$

6ヵ月後に届いたとすると $13860円 \times 6ヶ月 = 83160円$

これだけの額を一度に支払う必要がでできます。まとまるとけして小さい額ではありません。現在64歳の会社員の夫をもつ奥様、結婚される前、恋人だった夫の誕生日を気にかけていた以上に夫の65歳の誕生日を気かけましょう。(冗談です。。。)

もちろん、60歳で会社を退職された夫をもつ年下の奥様も同様です。夫が会社員でなくなるということは、自分で保険料を支払わなければならない第1号被保険者になるということなんですね。

まだまだ、年金のお話は続きます。次回もまた読んでくださいね。

つづく